

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.139 2015.10.5
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

パワーハラの次はイジメか！！

9月29日終了点呼前に、大阪仕業検査車両所に従事している社員が、竹腰総務科長、杉野事務助役から呼ばれ「7月～9月までに歩いて通勤した日を書いてくれ」と言われました。

この件は「分会情報No.136」で明らかにしてきましたが、簡単に経過をたどると

8月17日、朝、大阪仕業検査車両所に従事している社員が私用のため徒歩で職場に入りました。その後、用事を済ませ、9時過ぎに帰宅しました。

8月19日、終了点呼前、会社はこの社員に17日の事柄について事情を聴き、時系列等報告書の提出を求めてきました。本人は素直にこの時の状況を話し、時系列等報告書にあるがまま記載し提出しました。

しかし、8月26日、大門副所長がこの社員を終了点呼1時間前に呼び出し、再度この件について事情聴取しました。大門副所長は社員が徒歩通勤したことから、あたかも通勤手当を不正受給しているかのように決めつけ、1時間にも及ぶ事情聴取を行いました。

この社員は大門副所長の言動がパワーハラスメントに当たるとして苦情を申告しました。

この社員を何が何でも違反者としたいのか？！

会社は一か月後、またこの件について事情聴取を行ってきたのです。会社が作成した日付入り用紙が渡され、「7月～9月までに歩いて通勤した日を書いてくれ」と言ってきました。この用紙には本人の出勤日が記載されていました。この社員は「他にもいるのになんで俺だけなのか？」と抗議をしましたが、聞いてもらえず、しかたなく「2、3か月前なので判らない。確認できたらしてくる」と言って帰宅しました。

9月30日、終了点呼前、この社員は再度、竹腰総務科長、杉野事務助役からこの用紙の記入を求められました。しかし再三、就業規則のどこに問題があるのかの質問に管理者からの明確な説明がないため「書かない」と返答しました。竹腰総務科長は「書かない」ことの確認だけを取っていました。

同日、18時頃、組合がこの件で支社へ抗議しました。会社は「賃金規程57条で回数が変わったら申告する事になってる」ということで本人に報告を求めたと回答してきました。

組合は、「就業規則には反してない。本人は健康管理のために歩いているが毎日ではない。管理者の説明ないから何でも書いて報告とはならない。自分の時間の事でもあり、プライバシーにも関係する。何ヵ月も前の事の記憶が定かではない。管理者の丁寧な説明をするべき」と会社に抗議しました。

これを聞いた本人は「理由を言ってくれば書いていたのに」と話していました。

健康のために歩いてきて何が悪いのか！！